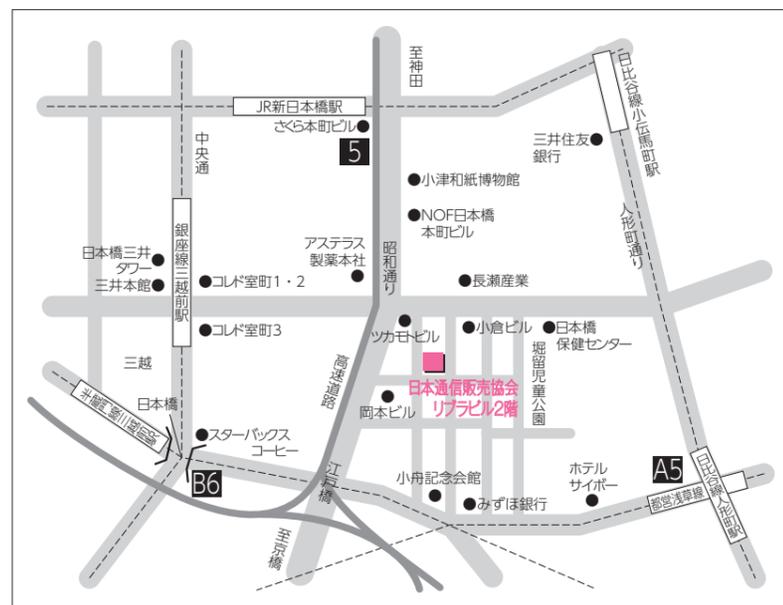
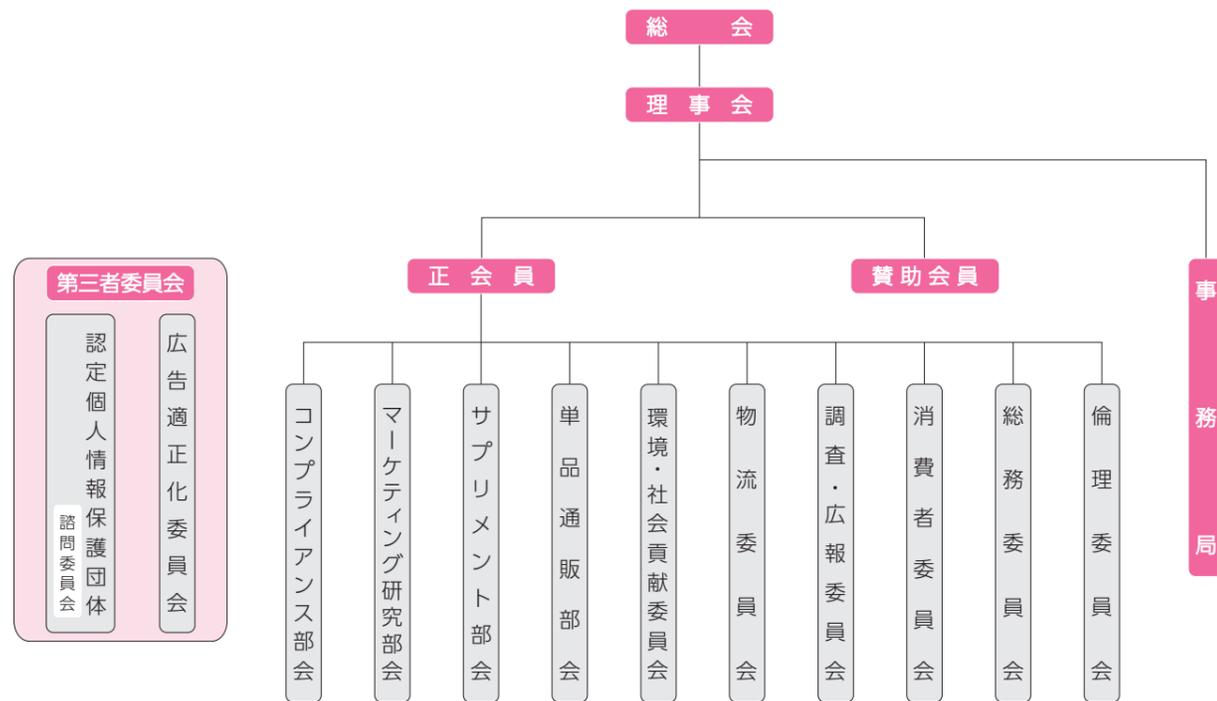


協会の組織図



- JR線新日本橋駅 5出口より徒歩5分
- 銀座線三越前駅 コレド室町より徒歩4分
- 半蔵門線三越前駅 B6出口より徒歩6分
- 日比谷線人形町駅 A5出口より徒歩6分

〒103-0024 東京都中央区日本橋小舟町3-2 リブラビル2階

TEL. 03-5651-1155

URL : <https://www.jadma.or.jp/>

事務局受付時間：9:30～17:30

■事務局にご来訪の際には事前にご連絡下さい。

■協会の最新活動情報、ガイドライン、出版物等については、ホームページをご覧ください。

公益社団法人 日本通信販売協会 ご案内



英語名称 Japan Direct Marketing Association
略称 JADMA 「ジャドマ」

■協会の設立経緯と法的な位置づけ

「通信販売」は、自宅に居ながらにして商品が手に入る便利な手段として、多くの方々に利用されています。近年においても、インターネットの普及などにより、ますます注目される販売チャネルとなっており、流通業界の中に確固たる地位を築いています。

しかし、当初は誇大広告や契約の不履行などで、消費者が不当に不利益を被り、通信販売の健全性が損なわれているという指摘もありました。このような状況の中で、1976年に「訪問販売等に関する法律（現：特定商取引に関する法律）」が制定され、無店舗販売に対する一定のルールが設けられることになりました。また、消費者問題への取り組みと行政への対応の遅れなどから、業界内部からの組織結成の動きと通商産業省（現：経済産業省）の指導もあり、社団法人日本通信販売協会が通産大臣の設立許可を得て、1983年10月11日にスタートしました。

翌84年には、「通販110番（現：消費者相談室）」を開設し、通信販売に関する消費者からの苦情・相談の解決業務を行っています。88年には訪問販売法が改正され、同法において協会が業界の自主規制等の中心となる団体として法的に位置づけられました。さらに、会員の行う通信販売に関する消費者からの苦情を処理することが責務とされています。

2008年12月1日に施行された公益法人制度に関する法律に基づき、12年3月に内閣府から認定を受け、12年4月から、「公益社団法人日本通信販売協会」として新たにスタートしました。

2018年7月には、個人情報保護委員会より「認定個人情報保護団体」として認定を受け、消費者と対象事業者の間にとって、個人情報等の適正な取り扱いの確保について必要とされる業務を行っています。

■協会の活動内容

1. 消費者の信頼を得るための活動

- ・安心して通信販売を利用していただく目印として、消費者に対して、ジャドママークの普及に努めています。
- ・「消費者相談室」において、消費者からの苦情・相談等の解決業務を行っています。
- ・地方自治体や消費生活センター等が開催する講座に講師を派遣し、通信販売を利用する際の注意点等についてアドバイスを行っています。
- ・ジャドママークは中学・高校の家庭科の教科書に紹介されており、授業に役立てられるような教員向けの講座も行っています。

2. 業界の健全な発展をはかるための活動

- ・「倫理綱領」や各種ガイドライン（「個人情報保護」・「テレビショッピング」・「電子商取引」など）を制定し、会員への周知をはかっています。
- ・「消費者相談室」や消費生活センターに寄せられた苦情について、解決をサポートし、情報をフィードバックしています。
- ・通信販売事業者の広告について、消費者に誤認を与えるような不適切な表現がないか等、弁護士他有識者による第三者委員会を設置し、チェックを行っています。
- ・包装材の適正化など省資源、省力化といった環境問題及び社会貢献を目的とした活動に取り組んでいます。
- ・未加入企業に対し、ホームページ等で活動状況を提供するとともに、各ガイドラインの普及や入会の促進をはかり、また、通信販売事業者からの各種相談にも応じています。

3. 研修会、セミナーの実施

- ・内外から専門家をむかえ、注目されるテーマについて、様々なセミナーを開催しています。
- ・法改正等、業界に関連する規制について、説明会を開催しています。

4. 調査研究

- ・業界の実態を把握することを目的に、売上高等や利用者の動向についての調査を行い、内外に結果を公表しています。
- ・会員のカタログのみならず、海外企業のカタログを取り寄せ、業界に関する情報を収集するとともに、閲覧コーナーを設け、会員向けに展示公開しています。

5. 外部機関との交流

- ・政府機関、地方自治体、消費生活センター等との懇談会や研究会に参加し、業界に対する要望をうかがうなどの交流をはかっています。
- ・海外の政府機関や業界団体等との情報交換、欧米やアジアでの展示会や企業の視察等を行っています。

■消費者・事業者相談

通信販売に関する消費者からの相談受付機関として、協会に「消費者相談室」を設置し、消費生活アドバイザー・消費生活コンサルタントといった専門の資格を有する相談員が、年間4,000件程度の相談に対処しています。

また、事業者からの顧客対応や広告表示に関する相談にも対応しています。

■入会のご案内

■会員の種類

(※)一般法…一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

正会員、賛助会員の2種類があります。

このうち、正会員のみが一般法(※)上の社員として、総会での議決権を有します。

また、協会のシンボルマークである「ジャドママーク」は、正会員のみが通信販売の広告に使用することができ、賛助会員は使用することはできません。

■会員基準

正会員

1. 通信販売の方式による営業が原則として継続して1年以上、かつ組織的に行われていること。
 2. 通信販売の営業拠点が日本国内にあり、日本語で対応できる者がいること。
 3. 消費者からの相談等に対して十分な処理体制を整えていること。
 4. 販売する商品、若しくは権利、又は提供する役務及び営業方式が公序良俗に反しないこと。
 5. 通信販売の方式による営業が法令を遵守し、かつ適正に行われていると認められること。
 6. 原則として、前事業年度の通信販売部門の売上が1千万円以上であること。
 7. 通信販売業界の信用を失墜させるような行為をした者でないこと。
 8. 反社会的勢力との関係を有しないこと。
- など

賛助会員

協会の目的に賛同し、その事業に協力しようとする者で、通信販売事業者ではない者。

※会員基準の詳細、入会手続き、入会金及び会費等に関しては、ホームページをご覧ください。
(協会ホームページ <https://www.jadma.or.jp/>)

■正会員になると

1. 通信販売広告に協会の会員であることをあらかずジャドママークを使用することができます。
2. 消費者の利益保護のために活動している協会に加入していることで、消費者に対して信頼性をアピールすることができます。
3. 法律の改正などの規制動向や行政機関等の情報を入手することができます。
4. 協会が主催するセミナーや研修会、視察等に参加することができます。
5. 協会が発行する機関誌や調査報告書などの刊行物を、無料購読または会員価格で購入することができます。
6. 懇親会や委員会に参加ことができ、業界内での情報交換、交流の機会が持て、ビジネスチャンスが拡大します。
7. 「消費者相談室」や消費生活センター等の消費者相談状況や事例から、消費者の声を吸収することができます。
8. 各種団体保険に加入することができます。(国内PL保険、個人情報取扱事業者保険、サイバー保険)

■協会のシンボルマーク



ジャドマでは、「楽しく便利な」通信販売を目指して、消費者の信頼を得るためと業界の健全な発展のための活動を推進しています。
↔の矢印は、ジャドマが消費者と会員のかけ橋となることをあらわしています。